

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月23日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	大阪府
3. 市区町村名	羽曳野市
4. 届出番号	9
5. 独自利用事務の事例番号	94-3
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="https://www.city.habikino.lg.jp/soshiki/shichou/jouhouseisaku/mynumber/6368.html">https://www.city.habikino.lg.jp/soshiki/shichou/jouhouseisaku/mynumber/6368.html</a>

執行機関名 羽曳野市長

介護サービス等の給付に関する事務(介護用品支給に関する事務、日常生活用具の給付に関する事務、住宅改造等費用助成に関する事務、移動支援に関する事務等(介護保険法に基づく市町村特別給付及び地域支援事業を含む。))

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	介護サービス等の給付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	68	
③番号法別表第2の項	94	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第38号)別表第1 第8の項 介護サービス等の給付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	介護保険法(平成九年十二月十七日法律第二百二十三号)第一条	羽曳野市地域支援事業等実施規則(平成18年3月31日規則19)第1条及び第2条 羽曳野市高齢者日常生活用具給付等事業実施要綱(平成20年4月1日制定)第1条及び準用先として老人福祉法第1条及び第10条の4(昭和三十八年七月十一日法律第三百三十三号)

<p>⑥事務の趣旨又は目的</p>	<p>第一条 この法律は、<u>加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等</u>について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。</p>	<p>羽曳野市地域支援事業等実施規則(平成18年3月31日規則19)  第1条 この規則は、<u>高齢者が要支援、要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的、継続的なマネジメントを強化するために市が実施する事業</u>に関して必要な事項を定めるものとする。  第2条 前条の市が実施する事業は、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第115条の45に規定する<u>地域支援事業及び羽曳野市が高齢者福祉サービスとして実施する事業</u>(以下「地域支援事業等」という。)から成り、その内容は、別表第1に掲げるとおりとする。</p> <p>羽曳野市高齢者日常生活用具給付等事業等実施要綱(平成20年4月1日制定)  第1条 この要綱は、<u>老人福祉法(昭和38年法律第133号)第10条の4第2項の規定に基づく羽曳野市高齢者日常生活用具給付等事業</u>(以下「事業」という。)の実施について、羽曳野市老人福祉法施行細則(平成12年羽曳野市規則第36号。以下「細則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(準用先)老人福祉法(昭和三十八年七月十一日法律第百三十三号)  第1条 この法律は、<u>老人の福祉に関する原理を明らかにするとともに、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって老人の福祉を図ることを目的とする。</u>  第14条の4  2 市町村は、<u>65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものにつき、前項各号の措置を採るほか、その福祉を図るため、必要に応じて、日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるものを給付し、若しくは貸与し、又は当該市町村以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託する措置を採ることができる。</u></p>
<p>⑦独自利用事務の関連規範</p>		<p>羽曳野市地域支援事業等実施規則(平成18年3月31日規則19)、羽曳野市高齢者日常生活用具給付等事業実施要綱(平成20年4月1日制定)、老人福祉法(昭和三十八年七月十一日法律第百三十三号)</p>